

行 経 第 52 号
令和 6 年 11 月 22 日

水戸市監査委員 様

水 戸 市 長

包括外部監査の結果に基づく措置状況について（通知）

このことについて、包括外部監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、通知します。

(参考) 監査の結果に基づく対応状況（教育委員会所管分を含む。）

監査実施 年度	テーマ	指摘等の 件数	対応状況				
			区分	R 4 年 3 月 2 日 通知（件数）	R 5 年 3 月 20 日 通知（件数） ※（）は累計数	R 6 年 3 月 19 日 通知（件数） ※（）は累計数	R 6 年 11 月 22 日 通知（件数） ※（）は累計数
R 2 年度	公有財産等の管理に関する財務事務の執行について	指摘 37 件	措置済み	1 4	1 7 （3 1）	1 （3 2）	— （3 2）
			措置を要しない理由のあるもの	3	— （3）	— （3）	— （3）
			対応中	2 0	3	2	2
		意見 24 件	措置済み	4	3 （7）	1 （8）	1 （9）
			措置を要しない理由のあるもの	2	— （2）	— （2）	— （2）
			対応中	1 8	1 5	1 4	1 3
R 3 年度	外郭団体等に係る財務に関する事務の執行について	指摘 28 件	措置済み		1 6	6 （2 2）	1 （2 3）
			措置を要しない理由のあるもの		1	— （1）	— （1）
			対応中		1 1	5	4
		意見 25 件	措置済み		9	5 （1 4）	2 （1 6）
			措置を要しない理由のあるもの		1	— （1）	— （1）
			対応中		1 5	1 0	8

監査実施 年度	テーマ	指摘等 の件数	対応状況				
			区分	R 4 年 3 月 2 日 通知（件数）	R 5 年 3 月 20 日 通知（件数） ※（ ）は累計数	R 6 年 3 月 19 日 通知（件数） ※（ ）は累計数	R 6 年 11 月 22 日 通知（件数） ※（ ）は累計数
R 4 年度	水戸市上下水道局における財務事務の執行及び管理の状況について	指摘 16 件	措置済み			5	6（11）
			措置を要しない理由のあるもの			—	—
			対応中			11	5
		意見 26 件	措置済み			2	8（10）
			措置を要しない理由のあるもの			—	—
			対応中			24	16
R 5 年度	水戸市におけるこども・子育て支援施策に関する財務事務の執行及び管理の状況について	指摘 6 件	措置済み				3
			措置を要しない理由のあるもの				—
			対応中				3
		意見 10 件	措置済み				3
			措置を要しない理由のあるもの				1
			対応中				6

対応状況については、1 件の指摘・意見に複数の事項が含まれる場合などは、当該指摘・意見中の全ての事項に措置を講じるまで「対応中」として扱うものとする。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和 2 年度	所管課 (措置実施課)		総務部財産活用課	
報告書ページ	143	区分別 の番号	指摘事項		
			意見	12	
指摘事項等 の内容	賃借人の利用状況の変更による賃料の改定を行うべきこと 負担水準が、著しく低い谷津町字内越 623-1 外 11 筆の土地について、負担水準の低い原因を確認したところ、当初、当該地はゴルフ場内の山林として適正な負担を得ていたが、借地人が太陽光発電事業に当該地の利用目的を変更したため、評価地目が山林から雑種地になったことによるものとのことである。 利用者の利用目的の変更により、評価地目が変更された場合においては、上述の調整率によらずに増額を求めることは認められるものであると考えられる。 賃借人に合意を得て、適正な使用料の徴収に努めるべきである。				
講じた措置 の内容等	賃借人の今後の事業計画等を踏まえて賃借人と協議した結果、次の更新から適正な使用料に増額することで合意を得た。				